

○福崎町 NPO 法人設立支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 6 日告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、参画と協働によるまちづくりを推進するため、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の規定に基づく法人（以下「NPO 法人」という。）に対し、当該 NPO 法人の設置に要した経費について補助金を交付することに関し、福崎町各種事業補助金交付規則（平成 13 年 4 月 24 日規則第 12 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する NPO 法人とする。

- (1) 町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。
- (2) 役員のうち 2 分の 1 以上が町内に住所を有すること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とし、当該 NPO 法人について設立登記がされた日までに支出したものとする。

- (1) NPO 法人を設立するための手続きに要した経費
- (2) 広報及び宣伝に要した経費
- (3) 調査及び研究に要した経費
- (4) NPO 法人を設立するための会議に要した経費
- (5) NPO 法人の運営管理に直接必要とする備品購入費（経費の 2 分の 1 以内とし、10 万円を限度とする。）
- (6) その他町長が認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 役員報酬及び構成員に係る人件費
- (2) 事務所等の維持又は管理に要する経費
- (3) 収益事業に係る経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条第 1 項に規定する補助対象経費の全額とし、10 万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一法人につき 1 回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする NPO 法人の代表者は、福崎町 NPO 法人設立支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費内訳報告書（別紙）
- (2) 法人設立認証通知又は法人設立認定書の写し

- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 社員（会員）名簿（氏名及び住所を記載したもの）
- (5) 町税納税証明書（法人代表者分）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、福崎町 NPO 法人設立支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに福崎町 NPO 法人設立支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助事業者が法人登記の日から起算して3年以内に、法第43条の規定により、当該 NPO 法人設立の認証を取り消されたときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この要綱は、平成28年4月1日以後に法第10条第1項の規定による認証を受けた NPO 法人について適用し、当該 NPO 法人が同日以後に支出した経費について補助対象とする。

（要綱の失効）

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。